



冬のボーナス2.275月 支給日は12月9日 成績率について具体的なデータをもとに協議することを確認



都立病院労組は機構支部（旧衛生局支部）と共に冬のボーナスについて法人本部と交渉を行いました。その後、都立病院労組の各支部長が参加する拡大闘争委員会を行い、支給月数2.275月、再任用職員は1.2月、旧都立病院の会計年度任用職員で経過措置の適用を受けるものは1.2月。成績率については、今後も労使の信頼関係を基礎に協議を継続していくことを確認したことをもって妥結することを決定しました。これ

により冬のボーナスは、12月9日（金）に支給されます。

都立病院労組は2.5月を要求しました。諸物価が高騰している時に要求を下回る月数で妥結することは大変残念なことです。しかしながら、関連団体の動きを考えたときに2.275月でやむなしとの判断に至りました。

今回のボーナスの交渉で最も意見が対立したのは成績率の適用についてです。中位に評価されたとしてもボーナスが削られ、その分が一部上位者の上乗せ支給のもとになる。これが成績率の仕組みです。頑張っても、多くの職員はボーナスの一部を上位者のために提供させられるだけなのです。「頑張った人を評価する」と言いますが、中位の方は2.275月を削られ相対評価なので誰かが必ず下位に評価されてしまう制度です。

交渉の中で、本部は「職員自身が評価を確認できるツールを作成」することを表明しました。さらに成績率が職員のモチベーションを高めることになっているのか、具体的なデータをもとに今後、協議をしていくことを確認しました。今回の冬のボーナス交渉は、現場から要求を練り上げていくプロセスを十分発揮させることができませんでした。今後の運動の大きな課題です。現場で働く組合員の声及要求に反映され、現場の組合の行動の積み上げにより力強い交渉ができる労働組合をともに作っていきましょう。

年休取得の不平等を解決する手段が、年休買い取りの実現

年休買い取りのアンケートは、買い取りを希望するが圧倒的でした。反対意見は3人だけでした。その理由は、「買い取りよりも人員増を」、「休みをとろうとする雰囲気なくなるのが心配」というもので、買い取りに反対というものではありませんでした。病院の職場の中には、年休を比較的取りやすい部署もあれば、取りにくい部署もあります。これは職場の特性により致し方ない部分があります。この点をよくわかっているからこそ、多くの組合員が買い取りを希望しているのです。



発行 地方独立行政法人都立病院機構労組

@toritubyoin_ro 都立病院のお役立ち情報を発信しています

あなたの職場の健康度は？いますぐチェック →



LINE@ 都立病院労組

職場のお悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です

